

次世代育成法に基づく一般事業主行動計画

【計画期間】 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

社員の仕事と家庭の両立（ワークライフバランスの実現）に向け、安心して長く働けるよう、次のように行動計画を策定する。

【内 容】

目標 1

育児休業の取得状況を次の水準以上にする

- ・ 男性社員：計画期間内に育児休業等及び企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が50%以上かつ育児休業等を取得した者が1人以上
- ・ 女性社員：計画期間内に出産した者のうち育児休業を取得した者の割合が75%以上

〈対策〉実施期間：令和7年4月1日～

- ・ 育児休暇制度取得を予定している社員及び上司へ制度のリーフレットを配布する
- ・ 育児休業中や復職前のサポート支援を実施する
- ・ 育児休業等制度や休業中の給付金補助等の周知を行い、育児休業取得を推進する
- ・ 男性社員目線に特化したリーフレットを作成し、男性社員の育児休業等取得率、取得期間延伸を促す

目標 2

ダイバーシティを推進し、社員が能力を発揮できる企業風土を醸成する

〈対策〉実施期間：令和7年4月1日～

- ・ ダイバーシティ理解促進のための研修、交流会等の実施を検討する
（アンコンシャスバイアス研修、キャリア研修、育休制度の理解促進、交流会など）
- ・ テレワーク制度などを活用した柔軟な働き方の環境の拡大を検討する

目標 3

- ・ フルタイムの労働者の法定時間外・法定休日労働の平均が30時間未満
- ・ 月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと

〈対策〉実施期間：令和7年4月1日～

- ・ 労務管理の研修や時間外労働時間の情報発信等を実施し、法定時間外労働の削減に取り組む

目標 4

- ・ 年次有給休暇取得率を70%以上とする
- ・ ワーク・ライフ・バランスを意識した働き方を実現するための措置を実施する

〈対策〉実施期間：令和7年4月1日～

- ・ 年次有給休暇の取得状況を把握し、社員に向けて計画的な取得を促進する
- ・ 特別休暇、その他の休暇について社内発信し、制度の理解・取得促進を行う
- ・ 育児関連休暇の拡充等に向けた検討を行う

かんぽシステムソリューションズ株式会社